

第6章 環境をみんなで守り育てる 活力あふれるまち(協働)

第1節 環境学習の推進

1. 概要

私たちは環境の中で生き、その恵みを受けながら経済的、社会的、文化的な活動を営んでいます。他方、こうした活動から発生する環境負荷の積み重ねが様々な環境問題を引き起こしています。

身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、私たち自身が、家庭で、地域で、職場で、市民活動の中で、環境の保全及び創造に取り組んでいかなければなりません。

本市では、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、自発的な環境活動への参加を促すため、環境学習を実施するとともに環境学習の活性化のため、教材づくりや指導者の育成などの体制の整備に取り組んでいます。

2. 環境学習の実施

人間と環境とのかかわりに関することや社会の営みが生み出す環境負荷について学習することで、環境問題への理解を促進します。

また、環境学習が単に知識の習得や理解で終わらず、学んだことを自らの行動へとつなげることを目指して、生活への活用や応用方法などの学習の場を提供していきます。

(1) 学校での環境教育

市内の学校では、各教科や総合的な学習の時間で、地域の自然や特性等を生かした環境教育に取り組んでいます。

また、学校教育活動のあらゆる場面で、環境保全活動や環境負荷低減活動を実践し、児童や生徒の環境意識の向上と実践力を身につけることを目的に、学校版環境ISO認定事業を実施し、平成25年度までに、全小・中・特別支援学校56校が認定を受けました。

今では、市内のどの学校でも環境学習や環境を守る行動への取り組みが見られるようになっています。

(2) 市民への環境学習

資料6-1-1 (P.173)

多様な世代の市民に、環境学習に親しんでもらうために、取り上げるテーマや開催日などに工夫して、環境学習の機会を提供しています。

また、次世代を担う子どもが環境学習を始めるきっかけとなるよう、自然の中で遊んだり、体験する場を提供するとともに、自由に学びたいテーマに取り組むことへのサポートを行っています。

①市民環境講座

環境問題を身近に自らの問題としてとらえ、活動につなげてもらうために、現地視察を多く

取り入れた講座を開催しています。

平成25年度は7回開催し、生物多様性や身近な自然を親子で一緒に体験できるテーマで講座を開催しました。

②いちかわこども環境クラブ

いちかわこども環境クラブは、大人のサポーターと3才から高校生までの子どもたちがグループを作り、地域で自主的な環境学習や実践的な活動を展開しています。

本市ではこの活動に対して、参加メンバーとサポーターを全国組織である「こどもエコクラブ」に登録し、ニュースやグループ活動のきっかけとなるグッズを配布し、また、壁新聞での活動報告を定期的に行っています。

平成25年度は8グループ109人が登録し、身近な地域で環境に関する活動・学習に取り組みました。7月には発足式を開催し、壁新聞の作成では、6グループが一年間の活動報告を振り返って環境に関するメッセージを6枚の作品にして伝えました。その他にもグループ各々の自主活動やイベントへの参加など、様々な取り組みをしています。



壁新聞の展示のようす

③体験学習事業（稲作体験）

稲作体験事業は、通称「米っ人くらぶ」と呼ばれ、市民に親しまれている事業です。自然や人とふれあい、勤労と収穫の喜びを体験し、暮らしと環境との関わりについて学ぶことにより、心豊かな子どもたちを育てることを目的として、主に小・中学生とその保護者を対象に行っているものです。

「米っ人くらぶ」では、田植えや稲刈りだけでなく、代掻きや案山子作り、おだ作りなど、稲作に関する様々な作業を体験できるのが特徴です。また、作業前に「自然観察教室」や「昆

虫教室」などを開催し、子どもたちに田んぼやその周辺の水源について解説したり、そこに生息する植物や昆虫などに触れながら、その生態について学ぶ機会を設けています。

4月からおよそ半年間、月2回程度の活動を行い、秋には収穫感謝祭を盛大に開催し、皆で収穫の喜びを分かち合っています。



田植えのようす



稲刈りのようす

3. 環境学習推進体制の整備

市民がより自由に、自主的に環境学習を展開できるように、人材の発掘、支援を目的とした講座の実施や、副読本の作成、配布を行っています。

(1) 大学との包括協定

資料6-1-2 (P.174)

市と大学の双方が持つ資産を相互に活用して、地域への貢献や双方の発展に資することを目的として平成21年に千葉商科大学及び和洋女子大学と包括協定を締結しました。環境の分野においては、環境審議会及び循環型社会審議会委員・インターンシップの受入、また、地域の環境や環境活動の内容、行政の政策などを環境活動団体の方々や企業・市職員が講師として、市民や学生に講義を行いました。

千葉商科大学では、「地域環境社会論Ⅰ」と「地域環境社会論Ⅱ」を市民に開放し、環境問題に興味・関心がある市民と学生がともに学ぶ場として、受講生同士が話し合う場を多くしながら、「自然と共生」や「地球温暖化」、「ゴミ問題」などの環境問題について学びました。

(2) 副読本の作成

小学生用の副読本として循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや、日々の生活で心掛けることなどをわかりやすくまとめた「ごみ探偵団が行く！」を配布しています。

市内公立・私立の小学4年生全員を対象に配布しています。

(3) 環境学習情報の提供

市内の環境の現状等を紹介し、環境問題を身近な問題として関心を深めてもらうため、「環境のはなし」を発行しています。

この冊子は、環境学習の教材として使用できるようイラストを多用し、小学生でも読みやすい様な構成となっており、市内の小・中学校に配布しています。

第2節 環境活動への参加の促進

1. 概要

良好な環境を守り、未来に引き継いでいくためには、環境について学ぶとともに環境活動の輪を拡げ、市民、事業者、市などあらゆる主体がそれぞれの役割を担うとともに協働による環境活動の推進が重要となっています。

本市では、市民や事業者への環境情報の提供のほか、環境に配慮した活動の促進のため、多くの機会を通じて啓発活動を行うとともに活動団体への支援等を行っています。また、各活動団体の交流や連携の促進に努めています。

2. 環境情報の提供

市民や事業者に広く環境情報を提供するため、「市川市環境白書」の発行、ホームページの活用を図っています。

「市川市環境白書」は、環境基本計画に基づく施策や事業の進捗状況等、並びに環境に関するデータを紹介するもので、市民や事業所等が環境問題に取り組む際の基礎資料として活用されています。

本市のホームページでは、環境や清掃に関する施策の進捗状況や市内の環境の現状、市民に身近なごみの出し方やリサイクル情報、各種行事・イベント等について、最新の情報を提供しています。

3. 環境に配慮した活動の促進

近年、環境問題への対応は、市民・事業者・市がそれぞれの立場において、環境に配慮した活動に取り組むことが求められています。

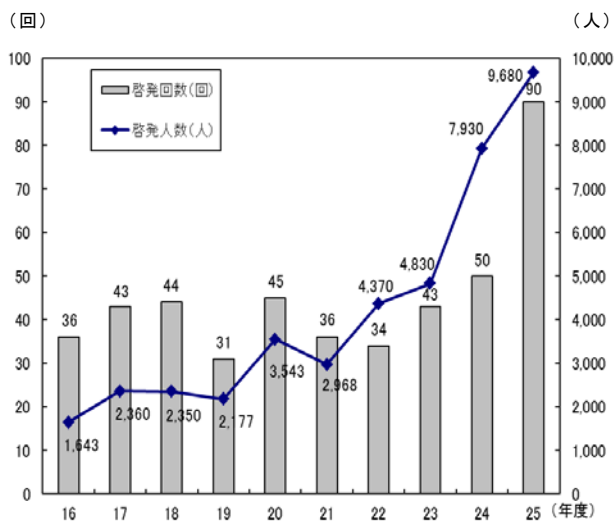
(1) 市川市環境活動推進員による地球温暖化対策推進、生活排水対策の啓発

市民に対し、エコライフ（環境にやさしい生活）に取り組むよう促すために、様々な場面での省エネルギーや省資源対策を提案し、市民レベルでの二酸化炭素の排出削減に取り組む「エコライフ推進員」と、家庭でできる生活排水対策を市民によびかける「みずアドバイザー」の制度を平成25年9月に統合し、新たに「市川市環境活動推進員」（呼称「エコライフ推進員」）として、現在30人が活動しています。

主に、自治会の会合や公民館講座、学校や地域のイベントなどの機会を通じて、参加者が身近なことからエコライフに取り組めるような啓発活動を行っており、平成25年度の実績は次のとおりとなりました。

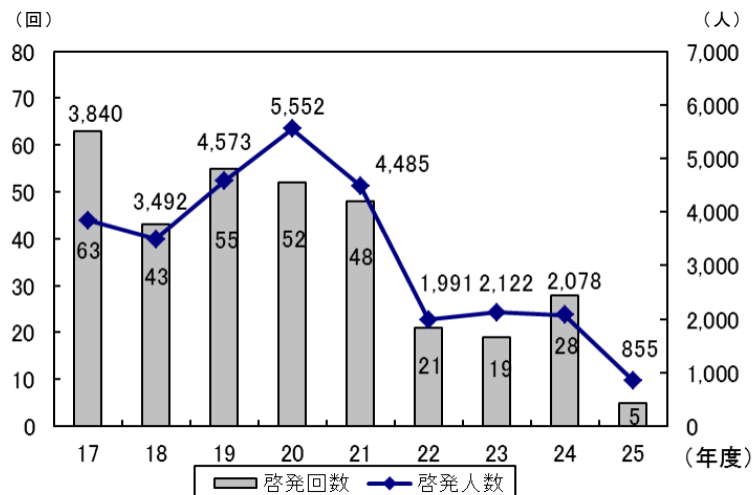
旧エコライフ推進員	啓発回数 90回	啓発人数 9,680人
旧みずアドバイザー	啓発回数 5回	啓発人数 855人

■エコライフ推進員啓発実績の推移



市場まつりでの啓発風景

■みずアドバイザーの啓発実績



協働

(2) 環境の保全に関する協定

資料6-2-1 (P.175)

環境問題に対する事業者の対応は、自主管理活動の重要性が認識され、事業者自らが目標を設定し、環境への負荷の低減を継続的に実施するようになってきています。特に、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の減量及び資源化、並びに省資源対策が推進されています。

環境の保全に関する協定は、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取り組みを示した細目協定からなっており、平成25年末現在、66事業所と市が協定を締結しています。

本市は締結事業者に対し、環境保全に関する情報提供や情報交換の機会の提供、また、優れた取り組みの事業者を表彰し積極的に広報するなど、支援に取り組んでいます。

(3) 工場・事業場の緑化

工場・事業場の環境保全対策の1つとして、本市では市川市環境保全条例等で工場等緑化制度を定め、事業者に対して緑地に関する指導を行っています。また、緑化及び緑地の保全に関して積極的な事業者については、市川市と緑化協定を締結し敷地内の緑化に取り組んでいます。

■緑化状況

(平成26年3月31日現在)

三者協定	市条例等 (三者協定対象 事業場を除く)	二者協定	対象工場敷地面積	緑地面積	緑化率
62件	567件	12件	6,602,744㎡	890,506㎡	13.5%

(注) ・三者協定: 県・市・事業者の三者締結(敷地 10,000㎡以上)
 ・市条例: 敷地 500㎡以上の工場、又は事業場
 ・二者協定: 市・事業者の二者締結

(4) 公害防止管理者制度

事業者自らが公害防止に取り組んでいくため、一定規模の特定工場においては、公害防止統括者や公害防止管理者等からなる組織を整備して公害防止に取り組むことが、「特定工場における公害防止組織に関する法律」に基づき義務付けられています。主な業務としては、公害発生施設で使用する燃料または原材料の検査、公害発生施設及び管理施設の維持管理並びにばい煙量の測定等の公害防止に関する技術的事項の管理とされています。

■公害防止管理者届出状況(千葉県扱いの工場を除く)(平成26年3月31日現在)

業種	項目	対象 特定工場	公害 防止 統括者	公害防止管理者					
				水質関係				騒音 関係	振動 関係
				第一種	第二種	第三種	第四種		
鉄鋼業	2	2	—	—	—	—	2	1	
非鉄金属	2	2	—	1	—	—	—	1	
金属製品	8	8	—	1	—	—	5	3	
精密機械器具	1	1	—	1	—	—	—	—	
計	13	13	—	3	—	—	7	5	

協働

(5) グリーン購入の取組

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより小さいものを購入するとともに、環境問題に積極的に取り組んでいる事業者から製品等を購入するなど、消費活動を通じて企業や事業者の環境への配慮活動を支援していくものです。

本市におけるグリーン購入の取り組みは、平成13年10月にグリーン購入に関する指針と平成13年度調達方針を策定したことに始まり、現在まで計画的に推進しています。

平成25年度の取組結果については、全分類の平均調達率は99.0%で、概ね目標を達成しました。

■分類別調達率年度比較（％）

分類	分類名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	紙類	91.6	95.8	98.5	98.6	99.0
2	文具類	91.0	94.3	99.3	99.5	99.3
3	オフィス家具等	82.8	90.9	98.5	99.0	100.0
4	OA機器	81.1	88.9	98.5	99.2	99.1
5	移動電話	-	100.0	66.7	-	100.0
6	家電製品	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0
7	エアコン・デysonナー等	75.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8	温水器等	88.9	100.0	100.0	100.0	100.0
9	照明	72.5	94.3	99.2	99.5	97.6
10	自動車等	58.3	100.0	99.4	100.0	100.0
11	消火器	79.4	100.0	100.0	96.9	100.0
12	制服・作業服	76.4	100.0	97.5	97.3	95.0
13	インテリア・寝装寝具	80.2	75.0	98.9	100.0	93.7
14	作業手袋	61.2	83.0	92.5	95.6	99.6
15	その他繊維製品	100.0	70.0	92.3	97.6	100.0
16	設備	100.0	-	-	-	-
17	防災備蓄用品	66.7	100.0	99.4	99.9	100.0
18	公共工事	73.3	92.9	100.0	100.0	100.0
19	役務	86.8	98.3	99.9	99.9	100.0
	平均調達率	81.4	93.5	98.5	98.6	99.0

4. 協働による環境活動の推進

環境活動に協働で取り組む社会の実現を目指して、市民活動団体への支援を行うとともに、市民活動団体や事業者など各種団体の交流や連携の促進に努めています。

(1) いちかわ環境フェア

環境に配慮したライフスタイルを広く市民に啓発するため、毎年6月の環境月間に合わせ、いちかわ環境フェアを開催しています。

21回目となる「いちかわ環境フェア2013」は、平成25年6月15日（土）に千葉県立現代産業科学館にて開催し、来場者数は延べ約12,000人になりました。

なお、開催内容は次のとおりです。

- ①主催：市川市
 - ②共催：千葉県立現代産業科学館／市川市地球温暖化対策推進協議会
 - ③テーマ：「未来につなぐ 地球のいのち」
 - ④イベント内容：
 - 環境活動に取り組む市民団体・企業による環境展
 - 環境映画「ライフ-いのちをつなぐ物語-」上映会
- &がすたん節電ビンゴゲーム大会

- 環境アニメ「嫌われ者のラス」上映会&エコ窓講座
 - LED ランタン親子工作教室
 - エコスタンプラリー（市川市地球温暖化対策推進協議会実施）
- など



『いちかわ環境フェア 2013』の開催の様子
（千葉県立現代産業科学館会場）

(2) 市民が活動できる場の提供

現在の環境問題は、私たちの生活と密接に関わりをもっていることから、市民、事業者、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を担うことが必要となっています。

本市では、都市河川の汚濁を招く生活排水、ごみの減量・資源化、地球人としての行動が求められる地球温暖化対策などの各課題に対し、市民自ら見識を深めながら、環境負荷の低減に努めるとともに、他者に対する働きかけなどの活動の場として、環境活動推進員、じゅんかんパートナーの各制度を推進しています。

(3) 環境活動団体支援事業

資料 6-2-2 (P.176)

市民の自発的な環境保全活動を推進するため、環境活動団体の活動の紹介や援助、環境情報の提供、ネットワークづくり、講師の派遣、機材・教材の貸し出し等を通じて支援を行っています。

平成25年度は、6月に「いちかわ環境フェア」で活動報告、10月にいちかわエコギャラリーにおいて環境活動パネル展示を行いました。

